

# 豊田市立花山小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為もある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えに立ち、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる環境づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を高め、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

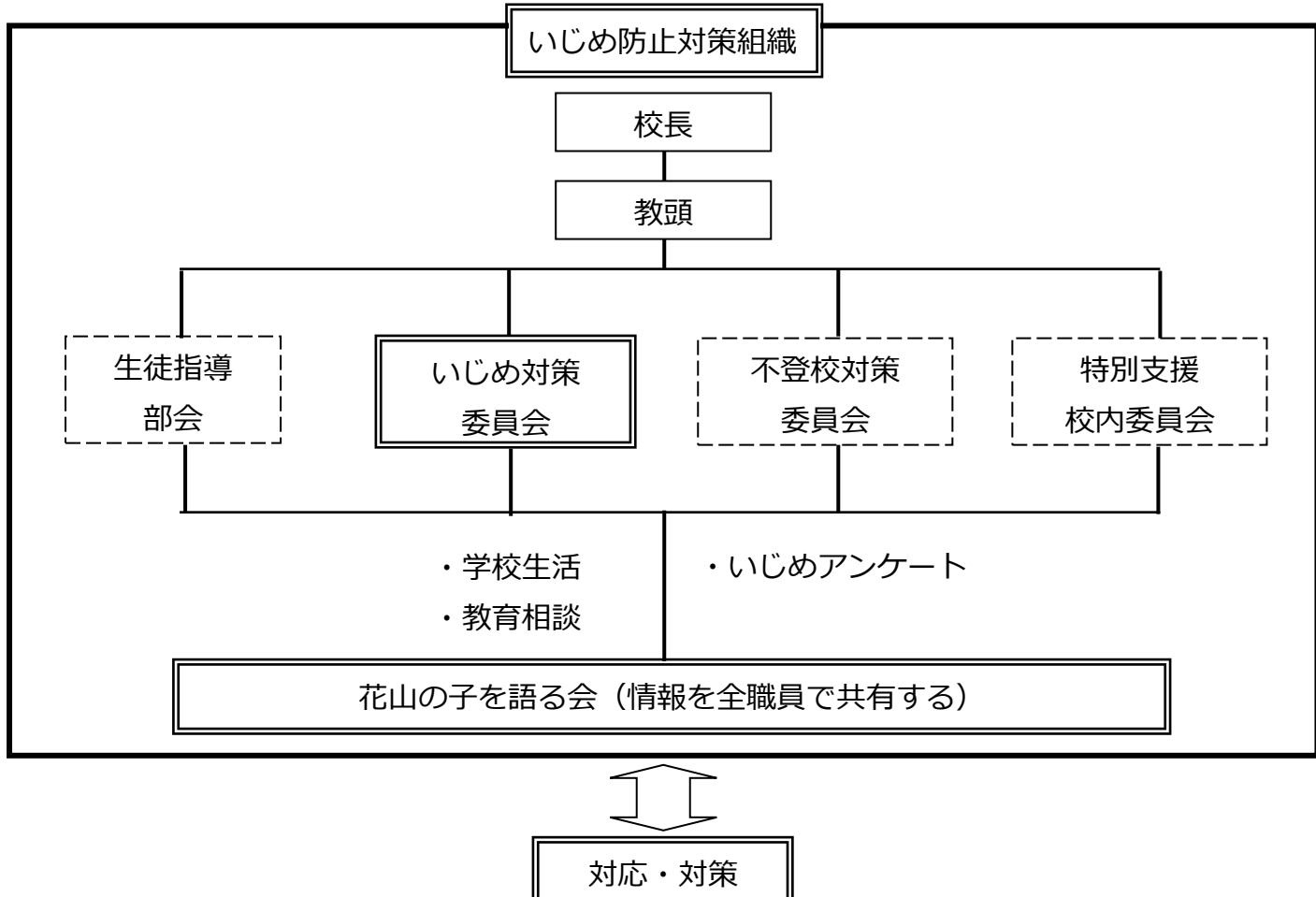
### 【いじめの定義】

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「校内いじめ対策委員会」と「花山の子を語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

いじめ対策委員会は、校長・教頭・教務・校務・教育相談主任（養教）・学級担任・（スクールカウンセラー）、教育相談コーディネーターで構成する。



## (1) 「いじめ対策委員会」の役割

### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、共通理解を図る。
- ・いじめアンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、即対応できる防止対策となるように努める。

### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学年だよりやホームページ等でいじめ防止の取組等を発信するとともに、保護者アンケート等の分析、改善策等を発信していく。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けたけた指導支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速な対応をする。また、必要に応じて外部の専門機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

【いじめ解消の目安】 ※ いじめが止まって少なくとも3か月は見守りを続け、解消としない。

#### ■ いじめられていた児童が、いじめの解消を自覚している。

- ・心身の苦痛を感じてないか。
- ・対象とする児童からのいじめはなくなったか。
- ・いじめの内容が変わって行われてないか。

#### ■ いじめられた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。

- ・家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
- ・安心した学校生活を送ることができ、楽しくなってきたと判断できるか。

#### ■ 周りの児童や教員から見て、いじめないと判断できる。

- ・定期的に行われている「いじめアンケート（先生とおはなししようカード）」の累積結果や聞き取りから判断できるか。
- ・学級担任や教科担任を含む、関わりがある教員や児童から、当該の児童が安心した学校生活を送っていると判断できるか。

## (2) 「いじめ対策委員会」の開催時期

### ア いじめの事実への対応のため、必要に応じて隨時開催する。

## (3) 「花山の子を語る会」の役割

- ・「花山の子を語る会」で、児童の生活状況についての情報交流を行う。

## (4) 「花山の子を語る会」の開催時期

- ・5月、7月、9月、12月、2月の5回を年間計画に位置付け、開催する。

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

#### イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育、福祉教育の充実を図るとともに各学年体験的な活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導していく。そのための教職員の研修を重ね、共通理解の下で児童指導に当たっていく。
- オ 子どもの権利を学ぶ授業を、関係機関と連携して実施し、互いを尊重し合って学校生活を送ることができるようとする。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（6月、9月、11月、2月）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 児童と教職員との温かい人間関係づくりや、保護者、地域との信頼関係づくりに努め、いじめの問題やその他の課題について相談しやすい環境づくりをしていく。
- ウ いじめ相談窓口、外部の関係機関を情報として伝え、児童、保護者等が相談しやすい環境を整えていく。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめについての情報を受けた際は、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に迅速に対応していく。
- イ 被害児童に対し、問題解決後も守り通す姿勢で当たっていく。
- ウ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で改善できるまで細かく指導・支援する。
- エ 教職員の共通理解、保護者、地域の協力、スクールカウンセラーや心の相談員、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組んでいく。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、いじめを起こさない集団づくりに努める。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署、法務局等とも連携して改善に努める。
- キ 「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「自らの体を傷つけるような行為のあった場合」などは、速やかに教育委員会に報告し、対応する。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案についての内容を検討し、適切な専門機関から職員等を依頼し、対応策を作成して対応に当たる。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者、関係のある地域へ適切に情報を提供していく。

### 重大事態の定義

- ① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時
- ② いじめにより、生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認める時
  - （30日間を目安とする。ただし、一定期間連續して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する）

## **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を入れた学校評価を教職員に実施するとともに、保護者への評価アンケートを年1回実施し、いじめ防止対策組織でいじめに関する対応について検証し、改善を常に図っていく。(教職員—2月、保護者—11月)

## **6 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修、および OJT 研修を夏季休業時に実施し、児童理解やいじめに関する教職員の資質向上に努めていく。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付する。また、ホームページにも掲載していく。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を実施し、休業中のいじめ防止に取り組む。出校日や懇談会、休み明けに児童の休業中の様子を把握する。
- (4) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

## 花山小学校いじめ防止のための取組年間計画

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認  ○花山の子を語る会 現職教育①  ○花山の子を語る会 現職教育② 校内 OJT 研修  ○花山の子を語る会  ○いじめ防止基本方針の見直し ○花山の子を語る会  ○自己評価 ○花山の子を語る会  ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」作成  ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○相談室や S C の児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）  ○学区運動会応援合戦  ○情報モラル指導（ネットモラル）  ○むくろじ遊び  ○むくろじ遊び ○全校ドッジボール大会  ○人権週間（権利プロ） ○赤い羽根募金活動 ○むくろじ遊び ○子どもの権利授業  ○むくろじ遊び ○全校縄跳び大会  ○むくろじ遊び ○6 年生を送る会  ○むくろじ遊び ○中学生から学ぶ会  集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○いじめ等相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定  ○「学校いじめ基本方針」の配布 ○通学路・居住地訪問  ○教育相談週間 ○「先生にお話しようカード」記入  ○個人懇談会  ○身体測定 □ 市独自の前期いじめ調査  ○教育相談週間 ○「先生にお話しようカード」記入  ○身体測定  ○教育相談週間 ○「先生にお話しようカード」記入  ○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査  ○健康観察の実施 ○ S C による相談  ○「学校いじめ基本方針」の配布 ○通学路・居住地訪問  ○学校公開 ○学校保健委員会 ○学校アドバイザー会  ○個人懇談会  ○ネットに関する学習（PTA）  ○芸術鑑賞会  ○学芸会  ○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート  ○身体測定  ○教育相談週間 ○「先生にお話しようカード」記入  ○学校アドバイザー会  ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。  ○あいさつ運動
5月		○花山の子を語る会 現職教育①	○学区運動会応援合戦	
6月				
7月		○花山の子を語る会 現職教育② 校内 OJT 研修	○むくろじ遊び	○個人懇談会
8月				
9月		○花山の子を語る会	○むくろじ遊び ○全校ドッジボール大会	○ネットに関する学習（PTA）
10月			○むくろじ遊び	○芸術鑑賞会
11月				○学芸会
12月		○いじめ防止基本方針の見直し ○花山の子を語る会	○人権週間（権利プロ） ○赤い羽根募金活動 ○むくろじ遊び ○子どもの権利授業	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○むくろじ遊び ○全校縄跳び大会	○身体測定
2月		○自己評価 ○花山の子を語る会	○むくろじ遊び ○6 年生を送る会	○教育相談週間 ○「先生にお話しようカード」記入  ○学校アドバイザー会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」作成	○むくろじ遊び ○中学生から学ぶ会	□ 文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査  ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ S C による相談  ○あいさつ運動